

## 国見町告示第1号

物価高対応子育て応援手当支給実施要綱を次のとおり定める。

令和8年1月16日

国見町長 村上 利通

### 物価高対応子育て応援手当支給実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、「物価高対応子育て応援手当の支給について」（令和7年12月16日付けこ成環第769号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「物価高対応子育て応援手当支給要領」に基づき、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のこどもたちの健やかな成長を応援する観点から支給する、物価高対応子育て応援手当の支給に関し、必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 物価高対応子育て応援手当 前条の目的を達するために、国見町（以下「町」という。）によって贈与される手当をいう。
- 二 支給対象者 別記第1に掲げる物価高対応子育て応援手当が支給される者をいう。
- 三 一般支給対象者 別記第1の1の(1)に掲げる支給対象者のうち、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。
- 四 公務員支給対象者 別記第1の1の(1)に掲げる支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。

五 出生児童支給対象者 別記第1の1の(2)に掲げる支給対象者をいう。

六 離婚等支給対象者 別記第1の1の(3)に掲げる支給対象者をいう。

七 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。

(物価高対応子育て応援手当の支給等)

第3条 町は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、物価高対応子育て応援手当を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当の金額は、対象児童1人につき20千円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申入れ等)

第4条 町は、一般支給対象者に対し、物価高対応子育て応援手当の支給の申入れを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申入れを受けた際、別紙第1号様式により物価高対応子育て応援手当の受給の拒否を届け出ることができる。

3 町長は、町長が別に定める期限までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、物価高対応子育て応援手当を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第5条 一般支給対象者に対する町による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、物価高対応子育て応援手当の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

一 児童手当口座振込方式 町が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

二 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに別紙第2号様式により前号の指定口座の変更を届け出、町が当該届出をした指定口座に振り込む方式

三 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限)

第6条 公務員支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当に係る町の申請受付開始日は、第9条第2項各号に掲げる申請方式ごとに町長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から1か月以上3か月以内の町長が別に定める日とする。

(出生児童支給対象者に係る申請期限等)

第7条 出生児童支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当については、当該対象者からの、新生児に係る出生届の提出を受ける際に物価高対応子育て応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 申請期限は、物価高対応子育て応援手当の支給対象者となった日から3か月以内の町長が別に定める日とする。

(離婚等支給対象者に係る申請期限等)

第8条 離婚等支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当については、当該対象者からの、支給対象児童に係る児童手当の申請を受ける際に物価高対応子育て応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 申請期限は、物価高対応子育て応援手当の支給対象者となった日から3か月以内の町長が別に定める日とする。

(公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第9条 公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者(以下「公務員支給対象者等」という。)は、別紙第3号様式の申請書(以下「申請書」という。)により申請を行う。

2 公務員支給対象者等による申請及び町による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

一 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

二 窓口申請方式 申請者が申請書を町の窓口へ提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

三 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は町の窓口において町へ提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 町長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第10条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他町長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(公務員支給対象者等に対する支給の決定)

第11条 町長は、第9条第1項の規定により提出された申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該公務員支給対象者等に対し、物価高対応子育て応援手当を支給する。

(物価高対応子育て応援手当の支給等に関する周知)

第12条 町長は、物価高対応子育て応援手当の支給に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 町が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者等から第6条から第8条の申請期限までに第9条第1項の申請が行われなかった場合、当該公務員支給対象者等が物価高対応子育て応援手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、町が把握する児童手当振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座)に物価高対応子育て応援手当として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和8年3月19日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

3 町長が第11条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等

があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 町長は、物価高対応子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により物価高対応子育て応援手当の支給を受けた者に対し、支給を行った物価高対応子育て応援手当の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 物価高対応子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月16日から施行する。

第1号様式 (第4条関係)

物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書

[別紙参照]

第2号様式 (第5条関係)

物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書

[別紙参照]

第3号様式 (第9条関係)

物価高対応子育て応援手当申請書 (請求書)

[別紙参照]

物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書

市区町村  
受付印

国見町長 殿

- 1, 私は、「物価高対応子育て応援手当」の受給について拒否することを、ここに届けます。
- 2, 本届出により、「物価高対応子育て応援手当」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

印

※署名又は記名押印

届出者連絡先

( )

本人確認書類添付箇所

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書

令和7年9月分(又は10月分)の児童手当支給市区町村

国見町長 殿

市区町村  
受付印

1. 届出者・申請者(児童手当を受給していた方)

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
①	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( ) ※日中連絡のつく連絡先 住所(令和7年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要

\*記名押印に代えて署名することができます。

※下欄の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 新規振込先指定口座(児童手当を受給していたご本人名義の口座に限ります。)

□ア 公金口座への振込みを希望

個人番号																				
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

□イ 指定の金融機関口座(原則、1.の届出者の口座とします。)への振込みを希望  
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		「1.届出者」名義に限る。カナ(又はアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。  
※長期間入金のない口座を記入しないで下さい。

□ウ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、その理由と本人確認資料を裏面に添付してください。

口座振込が出来ない理由	
-------------	--

【誓約・同意事項】

- 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。
- 物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この届出書は、市区町村において支給決定をした後は、物価高対応子育て応援手当の請求書として取り扱います。
- 市区町村が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和〇年〇月〇日までに、市区町村が届出者に連絡・確認できない場合に、物価高対応子育て応援手当が支給されないことに同意します。
- 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高対応子育て応援手当を返還します。

**振込先金融機関口座確認書類**

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

（2. 受取方法のイを選択した場合は提出してください。）

**本人確認書類**

（2. 受取方法のウを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。）

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等

第3号様式(第9条関係)

物価高対応子育て応援手当申請書(請求書)

市区町村  
受付印

令和7年9月30日時点の住民票所在市区町村

※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在市区町村

国見町長 殿

プルダウンから選択してください  
自動計算します。

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

Table with columns: (フリガナ)氏名, 性別, 生年月日, 申請・請求者の現住所. Includes fields for name, sex, birth date, address, and phone number. Includes a note: ※記名押印に代えて署名することができます.

2. 対象児童

次の(1)又は(2)に該当する支給対象児童について記入してください。  
(1) 令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当に係る児童  
(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

Table with columns: No., (フリガナ)氏名, 続柄, 性別, 生年月日, 同居・別居の別, 住所(別居の場合のみ記入). Contains 5 rows for child registration.

※同居・別居の別については令和7年9月30日時点(令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点)の状況を選択してください。

3. 申請額・請求額

Table with columns: 対象児童数, 人, 申請額・請求額, 0, 円

※対象児童1人につき2万円になります。

公務員児童手当受給状況証明欄(申請者が公務員の場合)

証明欄 附番

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

Empty box for official stamp/number.

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記 人 の対象児童に係る児童手当の受給者であること等について証明します。

令和 年 月 日

証明者

印

Box for official stamp with text: 証明事務担当 担当課(室)・担当係 電話番号

(裏面も確認してください。)

